

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定フォローアップセミナー Q&A（2026年1月実施）

（2026年3月12日時点）

【留意事項】

- ・類似の質問はまとめたうえ、現時点での回答を掲載しております
- ・当該回答は法的効力をもつものではなく、また事前教示に代わるものではありません。

項番	質問項目	質問内容	税関当局からの回答
1	原産地証明手続	輸出者・生産者による自己申告制度について、輸入者が輸出者から原産性を証明する資料を入手できない場合に日EU協定で採用されている手続き簡略化（NACCSコード入力）の運用は、RCEP協定においても採用されていますか。	<p>2025年6月9日以降、RCEP協定においても日EU協定及び日英協定と同様に申告方法を統一し、輸出者・生産者自己申告を行うときに、輸入者が原産性を明らかにする書類が提出できない場合は、NACCSの原産地証明識別コード（4桁）の3桁目に特定のコードを入力することで、原産品申告明細書の提出省略が可能となりました。</p> <p>なお、RCEP協定において輸出者・生産者自己申告を利用できるのは、現時点では豪州・ニュージーランド・韓国からの輸入に限定されていますので、RCEPにおける手続き簡略化の対象はこれらの国になります。</p> <p>ただし、事後確認の際に輸出者から原産品であることの情報が提出されない場合には、事後に特惠を否認される可能性がありますのでご注意ください。詳しくは以下のリンクをご参照ください。</p> <p>https://www.customs.go.jp/roo/new/20250507175919.html</p>
2	原産地規則	製品の一次材料のうちの1つを自社で製造していますが、製品と一次材料のHSコードが同じなので、品目別規則のうち関税分類変更基準を満たしません。この一次材料を構成する材料（二次材料）は多種に渡るため、全ての二次材料の原産性を証明することは難しく、材料をある程度のまとまりとして捉えることも難しい場合、どのように原産性を証明すれば良いでしょうか。	<p>製品のHSコードによっては、関税分類変更基準のみならず、加工工程基準や付加価値基準が採用されている場合があるので、関税分類変更基準以外の要件を満たすかを検討することが方法として考えられます。なお、採用されている原産品の要件が関税分類変更基準のみである場合は、HSコードが同一の材料について累積（第3・4条）や僅少の非原産材料（第3・7条）の規定を適用し、原産材料とみなすことができるかどうか検討します。</p>
3	原産地規則	日本から輸出申告する際のHSコードと日本で発給される原産地証明書のHSコードは同じでなければならないでしょうか。	<p>RCEP協定第3・25条「関税上の特惠待遇の否認」の通り、輸入貨物に適用されるHSコードについては、輸入締約国の税関当局の判断となります。したがって、日本で発給する原産地証明書が輸入締約国のHSコードに基づく場合、日本から輸出申告する際のHSコードと原産地証明書のHSコードが異なる場合があると考えられます。</p>

項番	質問項目	質問内容	税関当局からの回答
			HSコードが異なった場合における輸入国での取扱いについては、輸入国税関にご確認ください。
4	原産地規則	税率差ルールに関して、RCEP原産国の決定フローチャートに従って判断した結果、RCEP原産国が日本になった場合、RCEP原産国はどのように決定されますか。日本への輸入の場合、譲許表において、RCEP原産国が日本となる税率は設定されていませんが、実務上はどのような対応になりますか。また、その対応にかかる国内法上の根拠もご教示ください。	RCEP協定第2・6条「関税率の差異」の適用の結果、輸入締約国がRCEP原産国になるケースは想定しておりません。そのような場合の具体的な適用方法については個別に各国税関にご相談ください。
5	原産地規則	原産地証明書の記載事項のうちどの項目が重要ですか。特惠税率の適用が認められないこととなるような不備はありますか。	原産地証明書は、協定において必要な記載事項等が定められており、これらの要件を満たさない不備がある場合は、限られた場合を除き、特惠税率の適用は認められません。ただし、日本税関では、原産地証明書の真正性や記載内容の正確性に影響を与えないものについては、税関で軽微な誤りと判断し、その原産地証明書について有効と取り扱う場合もあります。税関ホームページ原産地規則ポータルに掲載中の「不備のある経済連携協定原産地証明書等の取扱い」をご参照ください。 https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_epa.pdf
6	RCEP協定全体	原産地証明書の電子化の今後のスケジュールを教えてください。	RCEPについて日本税関では原産地証明書の電子的な提出を認めておりますが、他国の実施状況については、他国税関にご確認いただけますと幸いです。 RCEPに基づく原産地証明書のデータ交換について決まっていることはございません。
7	税関の事後確認	日本への輸入・日本からの輸出における事後確認の具体的な事例（事後確認で否認される事例等）や否認となる割合をご教示ください。 また、第三者証明制度の場合には、貨物の原産性は原産地証明書によって既に証明されているのではないのでしょうか。	事後確認の具体的な非違事例等や割合等については守秘義務の観点から公表できませんが、税関ホームページ原産地規則ポータルにEPA/GSPでの原産性に係る非違事例を掲載しておりますのでご参照ください。 https://www.customs.go.jp/roo/gensan_hijirei/index.htm また、第三者証明制度の場合における原産地証明書の原産性については、世界的なEPAの増加等により、相手国の発給機関において十分な審査がなされないまま、原産性のない貨物に対して原産地証明書が発給される事案もあります。

項番	質問項目	質問内容	税関当局からの回答
8	利活用	<p>中国で発行した原産地証明書に記載されているHSコードと日本で輸入申告する際のHSコードが異なっている場合でもRCEP協定税率が適用可能なケースを教えてください。また、関連資料があれば参考にさせていただきため、ご提示ください。</p>	<p>原産地証明書に記載されたHSコードと輸入申告の際に適用するHSコードが異なる場合には、原則、原産地証明書は無効となります。ただし、原産地証明書に異なる税番が記載されたことについて理由を聴取のうえ、以下に該当する場合には当該原産地証明書は有効と認められます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相違がHSのバージョン違いに起因する場合 2. <ul style="list-style-type: none"> (i) 締約国原産地証明書の記載が、いわゆる「完全生産品」又は「原産材料のみから生産される産品」であり、かつ、同締約国の原産品とすることに特段の疑義が認められない場合。 (ii) 上記(i)以外の場合であって、記載税番と適用税番に対する協定に定める品目別規則が同一のものであり、かつ、同締約国の原産品とすることに特段の疑義が認められない場合。 (iii) 上記(i)及び(ii)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が協定に定める締約国原産品と認められる場合。 <p>また上記のいずれにも該当しない場合であっても、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）には、当該原産地証明書は有効なものと認められます。</p> <p>なお、参考資料は原産地規則マニュアル (https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf) の問27です。</p>
9	RCEP協定全体	<p>RCEP協定において、「関税率表の解釈に関する通則」3(b)もしくは(c)にて「小売用のセット品」として1つのHS番号に分類される場合について、適用できる例、できない例をご教示ください。</p>	<p>RCEP協定第3・13条1において「・・・原産品としての資格の単位は、統一システムに基づいて分類を決定する場合の基本的な単位とされる特定の産品とする。」と規定されていることから、ご質問の産品がセット品として分類された場合には、当該セット品としてのHSコードに基づく品目別規則で判断するものとなり、各構成産品が、当該セットの品目別規則を満たし、かつその他の関連する要件を満たす場合にはセット品自体が原産品と認められるも</p>

項番	質問項目	質問内容	税関当局からの回答
			<p>のとなります。</p> <p>セット品に関する原産地規則については製品の性状や製造工程によって個別判断となります。</p> <p>なお、個別の案件については日本税関の原産地部門にご相談ください。</p>
10	原産地証明手続	原産地証明書の遡及発給のチェックを付ける基準について、船積みから発給日が3日以上経過していたら遡及発給として取り扱い、チェックを付ける必要がありますか。	RCEP協定第3・17条8には、船積みの時に原産地証明書が発給されなかった場合で、一定の条件を満たしている場合は、原産地証明書を遡及して発給することができる旨規定されていますので、船積みの後に発給される場合、遡及発給の扱いになり、17.ISSUED RETROACTIVITY欄にチェックが付されている必要があります。
11	原産地証明手続	原産地証明書に記載の船名と申告時の船名が異なった場合についてRCEP協定税率の適用は可能でしょうか。	<p>取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、又は輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限って有効になります。</p> <p>不備が生じた経緯、理由を確認の上、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。</p>
12	原産地規則	2028年からHSコードがHS2028に改正されるという話を聞きましたが、RCEPの品目別原産地規則はHS2028基準に変更されるでしょうか。また、RCEPの各国の譲許表や税率差ルール対象HSコード一覧はHS2012基準ですが、今後HS2022基準に変更されるでしょうか。	品目別規則のHS2028への変換については特段の決定がなされていません。また各国の譲許表や税率差ルール対象HSコード一覧についても現時点では変換に向けた決定はなされていません。